

## 「TAXAN PS200 シリーズ スペシャルサポートキャンペーン」 保守サービス規定

この保守サービス規定は、加賀コンポーネント（株）（以後乙とする）が実施する期間限定のスペシャルサポートキャンペーン修理延長サービスについて適用されます。

### （目的）

乙がキャンペーンで販売するプロジェクター PS200 シリーズに対して、本規定の有効期間中、「加入者証」に基づいた保守サービスを実施するものとします。

### （サービス対象機械）

乙が実施する保守サービスは、別紙「加入者証」に記載の製品番号が貼付されたプロジェクター機械本体（以下「対象機械」といいます。）に限られます。ただし、下記のものを含みません。

#### （1）ランプなどの消耗品部分

（ただし、ランプについては、購入後6ヶ月以内且つ500時間以内での故障については、保証いたします）

#### （2）ケーブルやリモコンなどの付属品

#### （3）データ、ソフト等

#### （4）落下品、冠水品

### （保証）

ご購入者様（以後甲とする）の保有する対象機械を使用するにあたり、定められた範囲において、甲の依頼に基づき、保守サービスを行ないます。

### （保守サービス内容）

乙が甲に提供する保守サービス内容については、下記の通りとします。

（1）証書の有効期間中に日本国内で取扱説明書・本体注意ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で対象機械に故障が生じた場合、乙の定める条件によって無償修理いたします。

（2）保証規定の対象となる場合、甲が乙に対して修理代替機を要求した場合は、乙は修理代替機を甲に送付します。

（4）保証規定の対象となる場合、対象機械の乙への発送・返送および修理代替機の発送・返送にかかる費用についても乙が負担します。

### （甲からの対象機械の送付方法、代替機の返送方法）

甲は乙の指定する指定の配送業者の梱包材料および梱包方法に従って、乙に送付または返送するものとします。

(保証の請求権者)

保守サービスの保証の請求権者は加入者証に記載された対象機械の所有者とします。

(保証が受けられない場合)

次の各号に該当する場合は、甲は乙より保守サービスの保証は受けられません。

- (1) 加入者証に記載されていない対象機械の故障
- (2) 本契約期間を経過した後に生じた故障
- (3) 乙の了解なく他社で修理された場合
- (4) 故意、重過失による故障
- (5) 第三者の加害行為による故障
- (6) 落下、冠水などによる故障
- (7) 使用上の消耗、変質、さび、かび、変色等による故障
- (8) 使用上支障のない外観のキズ、症状でない不良等
- (9) 地震、噴火、台風、津波等の天災による故障
- (10) 日本国外で生じた故障
- (11) 戦争・変乱・暴動によって生じた故障
- (12) 核燃料物質、放射能によって生じた故障
- (13) 商品を乙の了承を得ることなく加工・改造することにより生じた故障
- (14) 乙指定以外の消耗品使用によって生じた故障

(保守サービス依頼方法)

1. 対象機械に故障が発生した場合、甲は速やかに乙に報告するものとします。  
甲の乙への報告が遅延し有効期間を超えた場合には、甲は乙に対して加入者証に定める保守サービスを受けることはできません。
2. 保守サービスを受ける際には、甲は下記の書類を乙に提出しなければなりません。
  - ① 加入者証
  - ② 購入日及び購入販売店名が記載されたメーカー保証書

(権利の譲渡)

甲及び乙は、相手方の書面による承諾なしに、本保障の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、売却、または担保に供してはなりません。

(発効日および保守サービス期間)

本契約は対象機械購入日から3年間その効力が生じるものとし、それ以降の延長はありません。

以上